

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年5月21日 08時29分ごろ
発生場所	山口県防府市三田尻中関港三田尻地区 三田尻中関港築地東防波堤南灯台から真方位317° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 02.2′ 東経131° 35.3′)
インシデントの概要	貨物船竜良は、着岸作業中、船尾錨のワイヤロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月30日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 竜良、598トン
船舶番号、船舶所有者等	143964、藤井汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期 防府市には、5月20日04時08分に強風注意報が、10時27分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本インシデント時、いずれも継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、空船の状態で、‘三田尻中関港築地岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に着岸する目的で、極微速力で北西進した。 船長は、本船を本件岸壁に出船右舷着けする目的で左回頭させ、主機を微速力にて前進及び後進を繰り返しながら、本件岸壁から約140m離れて平行になるよう船首を南南東に向けた。 本船は、船首錨、船尾錨を順次投下し、船尾アンカーワイヤロープ（以下「本件ワイヤ」という。）を左舷方に約50～60m伸出させた。 本船は、着岸作業中、風力5の風を右舷方から受けて船尾が左舷方に圧流され、本件ワイヤが推進器に絡まり運航不能となった。 船長は、すぐに機関を停止して海上保安部へ通報し、会社が手配したダイバーにより推進器に絡んだ本件ワイヤが切断された後、本船を本件岸壁に着岸させた。 本船の喫水は、船首約3.0m、船尾約4.0mであった。 船長は、本インシデント当時、強風注意報が発表されていることを

	<p>知っており、慣れた場所であり、このくらいの風であれば問題なく着岸することができると思っていたが、右舷方からの風で予想よりも左舷方へ伸出した本件ワイヤの方へ圧流され、弛んだ本件ワイヤが推進器に絡んだと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、強風及び波浪注意報が発表され、右舷方から西風を受ける状況下、本件ワイヤを左舷方に伸出した状態で船首を南南東に向けて着岸作業を行ったことから、西風により船尾が左舷方に圧流され、本件ワイヤが推進器に絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、強風及び波浪注意報が発表され、右舷方から西風を受ける状況下、本件ワイヤを左舷方に伸出した状態で船首を南南東に向けて着岸作業を行ったため、西風により船尾が左舷方に圧流され、本件ワイヤが推進器に絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、着岸作業において錨を使用する場合は、風力、風向、アンカーワイヤロープの状態等を考慮し、船体の動きを予測しながら適切に操船すること。